

鐵ノ使用ヲ避ケル意味ニ於テ設計變更ノ餘地アリヤ否

ヤヲ講究シ餘地アルトキハ可成設計變更ヲ行フコト

(二) 未着手ノモノ

(イ) 公衙、公會堂、學校、圖書館、其ノ他之ニ類ス

ル建築物

一、鐵ノ使用ヲ避ケ得サルモノハ已ムヲ得サル場

合ノ外事業中止又ハ事業繰延ヘヲ行フコト

(ロ) 橋梁、港灣等ノ土木工事

一、鐵ノ使用ヲ能フ限り節約スルコト

(ハ) 上下水道、瓦斯、電氣事業等

一、能フ限り代用品ヲ使用スルコト

(ニ) 火葬場、塵芥焼却場等

一、鐵ノ使用ヲ必須トスヘキ部分ヲ除キ木造トス

ルコト

尙(ロ)(ハ)(ニ)ニ在リテモ出來得レハ事業ノ

継延ヘヲ行フコト

二、新規計畫ノモノ

法 命

(二) ニ準シ措置スルコト

質問 土木研究生

大正十年一月三十一日九來第一四四號ヲ以テ土木局長ヨリ
地方長官宛通牒ノ内務遞信兩省間ニ於ケル郵便柱函設置ニ
ヨル道路占用ニ關スル協定中

第一項

第一號

郵便柱函ヲ道路ニ設置スル場合ニハ歩道中其ノ効用ヲ妨ケ
サル限り一般交通ニ最モ支障尠キ位置ヲ選ヒテ設置スル事

第二號

郵便柱函ヲ道路ニ設置スル場合ニハ其ノ位置ヲ郵便柱函ヲ
所轄スル遞信官署ヨリ五日前道路管理者ニ通知スルコト
トアルハ遞信官署ヨリ建設スル旨ヲ通知スルノミニテ道路
管理者ノ承認ヲ得ズシテ建設シ差支ナキヤ此ノ場合道路管
理者ノ承認ヲ得ル必要ハナキヤ

答 道路管理者ノ承認ヲ得ルノ必要アリ

又遞信官署ヨリノ通知ニ對シ建設セントスル位置ハ交通上
支障アルヲ以テ承認シ難キ旨ヲ回答セル場合ニ於テモ遞信

官署ハ此ノ協定ニ依リ建設シ差支ナキヤ

答 道路管理者ニ於テ交通上支障アルヲ以テ承認シ難シ

ト回答アリタルニ拘ハラズ建設スルハ差支アリ
尙其ノ建設ニ對シ承認シ難キ旨回答セルニモ不拘建設シク

ル場合ハ道路管理者トシテ取ルヘキ處置及處置ヲナス根據
答 道路法第五十一條ノ規定ニ依リ其ノ郵便函柱ノ撤去

フ命ジ可然